

税北第2511号

令和2年9月7日

自治労大阪府職員労働組合税務支部

なにわ北分会 分会長 浪江達也様

大阪府なにわ北府税事務所

所長 西田



職場環境整備等の要求について

2020年8月20日付けの要求事項について、別紙のとおり回答します。

## 別紙

要求事項	回 答
<p>1. 当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。</p>	<p>1. 良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p>
<p>2. 執務室の空調・換気・照明等については、日常的な点検を行うとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。</p> <p>また執務室内の空気循環のため、扇風機の更新等を行い、実効台数を確保すること。</p>	<p>2. 冷暖房の運転については、今後とも、気象状況に応じ弾力的な運転を行うとともに、適正な温・湿度管理に努めてまいりたい。また、扇風機の更新等については、必要性等について十分に勘案したうえで、検討してまいりたい。</p>
<p>3. 業務・執務環境に関し以下について要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2階から5階までのエレベータ横付近に、衝突防止用のカーブミラーを設置すること。</li> <li>・ 2階男女各更衣室のドアノブを修理すること。</li> <li>・ 2階フロアカーペットの損傷箇所（危険な配線蓋含む）については、点検のうえ、補修（張替）を行うこと。また3階及び4階については、フロアタイル等の入れ替えを行い整備すること。</li> </ul>	<p>3. 必要性等について十分に勘案し、本庁とも調整のうえ可能な範囲で対応してまいりたい。</p>
<p>4. トイレ関連で以下について要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全トイレの照明を人感センサー対応のオンオフ機能の機器に更新すること。</li> <li>・ 全トイレ個室部分天井にある換気口の整備等を行うこと。</li> <li>・ 全洋式トイレに便座消毒液等の設置を行うこと。</li> <li>・ 全女子トイレの鏡を新しいものに更新すること。</li> </ul>	<p>4. 必要性等について十分に勘案し、本庁とも調整のうえ可能な範囲で対応してまいりたい。</p>

<p>5. 一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・VDT作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。</p> <p>6. 職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病・メンタルヘルス・インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染防止等の対策を強化すること。</p> <p>7. 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場（業務）環境の安全を図ること。また更新時には、安全対策及び事故防止対策を講じること。</p> <p>8. 税務手当について調整額に移行し、税務職員の士気高揚と税務行政遂行の水準向上を図り、働き甲斐のある職場を構築すること。</p>	<p>5. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>6. 今後とも、安全衛生委員会等を活用し、職員の健康管理および快適な職場環境づくりに努めてまいりたい。</p> <p>7. 今後とも、庁用自動車等の点検・整備を実施するとともに、更新時の安全対策等については、要求の趣旨を本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>8. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>
---	---